

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

一般財団法人太田綜合病院附 属太田熱海病院	郡山市熱海町熱海五丁目二四 同日
公益財団法人湯浅報恩会寿泉 堂綜合病院	市駅前一丁目一番一七号 同日
公益財団法人星綜合病院	市向河原町一五九番一号 同日
一般財団法人脳神経疾患研究 所附属総合南北東北病院	市八山田七丁目一一五番 同日
医療法人明信会今泉西病院	市朝日二丁目一八番八号 同日
公立岩瀬病院	須賀川市北町二〇番地 同日
公益財団法人会田病院	西白河郡矢吹町本町二二六番 同日
地	○番地

竹田綜合病院	会津若松市山鹿町三番二七号	同日
会津中央病院	同 市鶴賀町一番一号	同日
医療法人昨雲会飯塚病院附属	喜多方市松山町村松字北原三	同日
有隣病院	六四三一	
福島県厚生農業協同組合連合会	河沼郡会津坂下町字上柳田二	同日

会坂下厚生総合病院  
公立相馬総合病院  
医療法人相雲会小野田病院  
二二〇一一番地  
相馬市新沼字坪ヶ迫一四二  
南相馬市原町区旭町三丁目一  
同日  
同日

いわき市医療センター  
いわき市内郷御厩町久世原一 同日  
六番地

呉羽総合病院  
同  
市錦町落合一番地一  
同日

THE JOURNAL OF CLIMATE

福島県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一

のように保安林の指定をする。

令和八年二月六日

福島県知事

## 一 保安林の所在場所

双葉郡川内村大字下川内字所倉五一二

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

# 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

名称	所在地	認定有効期限
福島赤十字病院	福島市八島町七一七	令和二年一月三日
一般財團法人大原記念財團大原綜合病院	同 市上町六一	同日
医療生協わたり病院	同 市渡利字中江町三四	同日
公立藤田総合病院	伊達郡国見町大字塚野目字三	同日
本木一四番地	本木一四番地	同日
本宮市本宮字南町裡一四九	本宮市本宮字南町裡一四九	同日

福島県告示第六十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年二月一日救急病院として認定した。

**福島県告示第六十一号**  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

（地域医療課）

福島県知事 内堀雅雄

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

**福島県告示第六十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和八年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 解除予定保安林の所在場所
 

南相馬市小高区大田和字南川原一二六の一、二二六の三
  - 2 保安林として指定された目的
 

土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由
 

道路用地とするため
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福島県告示第六十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和八年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 解除予定保安林の所在場所
 

南相馬市小高区川房字広谷地七三の三、七三の六、七四の一、七四の三、七四の六、七四の七
  - 2 保安林として指定された目的
 

土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由
 

道路用地とするため
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福島県告示第六十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和八年二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 

河沼郡柳津町大字細八字里寺乙二五四一の一、乙二五四一の二、乙二五四一の四、乙二五四一の五、乙二五四二の一、乙二五四二の二、乙二五四二の四、乙二五四三の一、乙二五四三の二、乙二五四三の四、乙二五四四の一、乙二五四四の三、乙二五四四の四、乙二五四七の一、乙二五四七の二、乙二五四七の四、乙二五四八の一、乙二五四八の二、乙二五四八の四、乙二五四八の五、乙二五四九から乙二五四まで、字西沢入乙二五六一から乙二五六九まで、乙二五七一、乙二五七二、乙二五七九、字東沢入乙二五八九、乙二五九〇、乙二五九一の一、乙二五九一の二
  - 2 保安林として指定された目的
 

公衆の保健
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
 

（1）立木は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡山市逢瀬町多田野字高篠一の一、一の四、字黒岩山一の一、字大木立一の一  
二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

- (一) 主伐として伐採をことができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準  
伐期齢以上のものとする。  
(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

福島県告示第六十五号

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
双葉郡広野町大字上浅見川字捷沢一の一、二、四、五  
二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字捷沢一の二

その他の森林については、主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をできる立木は、広野町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和八年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

(道路計画課)

- 福島県告示第六十五号

路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長
一般国道 三五二号	南会津郡南会津町滝原 字龍沢一七一七番二九 地先から 同 郡同 町滝原 字龍沢一七一七番一地 先まで	八・九〇 四八・四 九一七・〇 (メートル)	九一七・〇 (メートル)
路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長
一般国道 三五二号	南会津郡南会津町滝原 字龍沢一七一七番二九 地先から 同 郡同 町滝原 字龍沢一七一七番一地 先まで	八・九〇 四八・四 九一七・〇 (メートル)	九一七・〇 (メートル)
路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長
B A 一二・二 五四・三	八・九〇 四八・四 九一七・〇 (メートル)	八・九〇 四八・四 九一七・〇 (メートル)	八・九〇 四八・四 九一七・〇 (メートル)
B A 一二・二 五四・三	八・九〇 四八・四 九一七・〇 (メートル)	八・九〇 四八・四 九一七・〇 (メートル)	八・九〇 四八・四 九一七・〇 (メートル)

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和八年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

(道路計画課)

福島県告示第六十七号

路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長
一般国道 三五二号	南会津郡南会津町大桃 字平沢山二番三地先か ら 同 郡同 町大桃	(メートル)	(メートル)
変更後	変更前	変更別	変更別
二四・八〇 四九・六	一九・七〇 二九・二	(メートル)	(メートル)
八一・四	八一・四	(メートル)	(メートル)

(道路計画課)

**福島県告示第六十八号**

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和八年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三五二号 番三地先から ○四一番一地先まで	南会津郡南会津町大桃字平沢山二 同 郡同 町大桃字平沢山一	令和八年二月六日

**公 告**

(道路計画課)

**公告第二十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

令和八年二月六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
そ う ま 土 地 改 良 区  
退 任 し た 役 員  
役 別 氏 名  
理 事 立 谷 秀 清  
住 所 相馬市中村字北町八六番地の一

(農村計画課)